

在留資格認定証明書交付申請で提出が必要な書類一覧

特定技能所属機関
(企業・工場名)

入国予定日 年 月 日 申請予定日: 年 月 日

雇用条件書作成に必要書類
(加入承認後2週間以内に回収)

		チェック欄	備考欄
1	基本契約書	<input type="checkbox"/>	
2	認定申請に際しての確認事項	<input type="checkbox"/>	
3	雇用条件に関する確認事項	<input type="checkbox"/>	
4	賃金控除の裏づけ書類	<input type="checkbox"/>	
5	会社カレンダー	<input type="checkbox"/>	
6	就業規則(賃金規定・退職金規定が別にある場合は、別途必要)	<input type="checkbox"/>	
7	36協定・変形労働に関する協定書	<input type="checkbox"/>	
8	決算報告書(直近3年(表紙・貸借対照表・損益計算書))	<input type="checkbox"/>	
9	履歴事項全部証明書(写しOK)	<input type="checkbox"/>	
10	昇給・賞与・退職金について、その時期・金額	<input type="checkbox"/>	※②「雇用条件に関する確認事項」に具体的な記入がなければ
11	事業所別被保険者台帳照会(3ヵ月以内)	<input type="checkbox"/>	
12	履歴事項全部証明書の原本(3ヵ月以内)	<input type="checkbox"/>	
13	特定技能外国人受入れ業務執行に関与する役員の住民票(3ヶ月以内) ※マイナンバーの記載がないもの ※本籍省略不可	<input type="checkbox"/>	
14	健康診断個人票 ※申請人(特定技能外国人)のものが必要	<input type="checkbox"/>	※送出し機関より取得
15	技能実習2号を良好修了者の場合	①技能検定3級の実技試験の合格証明書の写し 又は ②技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し	<input type="checkbox"/>
		技能実習生に関する評価調書	<input type="checkbox"/>
	申請人が上記の場合に該	製造分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し	<input type="checkbox"/>
		①日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し 又は ②国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書(判定結果通知書)の写し	<input type="checkbox"/>
16	協議会の構成員であることの証明書(各分野の協議会)	<input type="checkbox"/>	
17	次のA～Cまでのいずれかの場合に依じた書類		
	A 初めての受入れの場合	労働保険料等納付証明書(未納なし証明)	<input type="checkbox"/>
	B 受入れ中の場合※労働保険事務組合に事務委託していない場合	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)の写し及び申告書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し ※直近2年分が必要	<input type="checkbox"/>
	C 受入れ中の場合※労働保険事務組合に事務委託している場合	労働保険事務組合が発行した直近2年分の労働保険料等納入通知書の写し及び通知書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し ※直近2年分が必要	<input type="checkbox"/>

※ どちらかでもいい

18	社会保険料納入状況照会回答票 又は 健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し ※ 申請の日の属する月の前々月までの24か月分が必要	<input type="checkbox"/>	
19	税務署発行の納税証明書(その3) ※税目 「①源泉所得税及び復興特別所得税」「②法人税」「③消費税及び地方消費税」	<input type="checkbox"/>	
20	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類		
	A 初めての受入れの場合	法人住民税の市町村発行の納税証明書 ※直近1年度分が必要	<input type="checkbox"/>
	B 受入れ中の場合	法人住民税の市町村発行の納税証明書 ※直近2年度分が必要	<input type="checkbox"/>
21	寮の見取り図 (※広さも明記して下さい) (※二階以上は避難経路の記載を記載下さい) (※消火器の場所も記載下さい)	<input type="checkbox"/>	
22	賃金台帳 ※特定技能外国人と同様の業務に従事する日本人の賃金台帳	<input type="checkbox"/>	

➡ 回答票の反映に時間がかかるため、支払い済で未反映の月がある場合は、領収証書の提出でいい

➡ 申告所得税ではなく、源泉所得税

} ※ どちらかでもいい